

11月は

「ねんきん月間」です

～老齢基礎年金と障害基礎年金について～

国民年金は、すべての国民を対象とした公的年金制度です。国民年金には、老齢・障害・死亡の3つの基礎年金があり、必要な基礎年金の給付を行い、健全な国民生活を維持・向上させることを目的としています。平均寿命がのびるとともに、老後を過ごす時間も長くなっています。国民年金は老後の経済的支えとなるだけでなく、もしものときに保険としての役割もあります。今月は、老齢基礎年金と障害基礎年金について掲載したので、参考にしてください。

老齢基礎年金を

受けるためには

最低25年以上の受給資格期間が必要で、受給資格期間には、次の期間が含まれます。

- ① 国民年金の保険料を納めた期間
- ② 第2号被保険者期間
- ③ 第3号被保険者期間
- ④ 保険料の免除期間や若年者納付猶予期間、学生納付特例期間
- ⑤ 加入が任意だったため加入しなかった期間

高齢任意加入

60歳に達した時の納付期間などの合計が、25年(300月)に満たずに年金受給権を得ることができない場合、高齢任意加入という制度があります。これは60歳から65歳まで任意加入し、保険料を支払うことで年金受給権を取得することができる制度です。なお、それでも受給権を得ることができない人は、65歳から70歳までの間、特例で任意加入することができます。(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた人がこの特例の対象となるので、ご注意ください。)

また高齢任意加入は、60歳以上で受給資格は満たしているが、加入した期間の短い人は、60歳から65歳の間、国民年金に任意加入して納付を続けることで年金額を増やすことができます。

※任意加入は、実際に申し込みをした月から納付することができます。

繰り上げ支給・繰り下げ支給

老齢基礎年金は、65歳から受給するのが原則ですが、65歳になる前に希望して請求すれば、請求時の年齢に応じて減額された年金を受け取ることができます。これを繰り上げ支給といいます。

ただし、次の点に注意して請求は慎重に行ってください。

- ① 年金額は請求時によって減額され、支給率は生涯変わります。
- ② 請求した翌月分からの支給となります。(さかのぼって支給されません。)
- ③ 65歳までは遺族厚生年金と同時に受けられません。
- ④ 請求後、障害の状態になっても障害基礎年金は受けられません。
- ⑤ 請求後、夫が死亡しても、寡婦年金は受けられません。

⑥ 請求後、受給する前に死亡しても遺族が寡婦年金や死亡一時金などの給付を受けることはできません。

⑦ 請求後、請求の取り消し・変更はできません。

また、66歳以降に希望して請求すれば、請求時の年齢に応じて増額された年金を受け取ることができます。これを繰り下げ支給といいます。なお、この場合も請求後の支給率は生涯変わりません。

手続きはいくら入

国民年金の第1号被保険者期間のみの人は、市役所・総合支所の市民課年金係係で手続きができます。

厚生年金や第3号被保険者期間がある人の手続き先は、社会保険事務所となります。

とつてもお得な付加年金

国民年金の第1号被保険者で、国民年金保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めることで、老齢基礎年金と併せて付加年金を受給することができます。受給金額は、付加年金を納めた月数に200円を乗じた金額です。※国民年金基金加入者は、加入できません。

障害基礎年金とは

障害基礎年金は、国民年金加入中に病気やけがで日常生活に著しい障害が残った場合、支給される年金です。

障害年金を受ける条件

障害基礎年金は次の3つの条件がそろえば支給されます。
①障害の原因となった病気やけがの初診日において、国民年金の被保険者であるとき、又は国民年金の被保険

年末調整や確定申告には

「社会保険料控除証明書」が必要です

9月30日までに国民年金保険料を納付した人には、社会保険庁から「社会保険料控除証明書」が11月上旬に送付されます。また、10月1日以降にはじめて納付した人には来年2月初旬に送付されます。

控除証明書専用ダイヤル ☎0570-070-117
(IP電話等の場合は☎03-6700-1130)

※控除証明書専用ダイヤルは平成22年3月13日(土)までです。

者であった人が日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であるとき(老齢基礎年金を繰り上げ請求した場合、請求後障害の状態になっても障害基礎年金は受けられません。)

②障害の程度が障害認定日(初診日から1年6か月を経過した日)において、国民年金法施行令別表に定める程度(1級・2級)であること

③初診日の属する月の前々々までの被保険者期間のうち、保険料納付期間と保険料免除期間等を合算した期間が加入期間の3分の2以上であること、又は初診日の属する月の前々々までの1年間に保険料の滞納がないこと

事後重症制度

障害認定日において、障害の程度が軽く障害基礎年金が支給される障害の程度に該当しない場合でも、その後障害が重くなり、65歳に達する前に1級又は2級の障害の程度に該当した場合は、65歳に達する日の前日までに請求があれば、障害基礎年金が支給されます。

20歳前傷病による

障害基礎年金

20歳前(国民年金の被保険者になる前)に初診日がある場合には、20歳になったとき(障害認定日が20歳以後のときは障害認定日)に障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態になっていれば障害基礎年金が支給されます。ただし、受給者本人の前年の所得により、全額又は半額の支給停止になる場合があります。

障害基礎年金の額

(平成21年度の額)

1級 990、1000円
2級 792、1000円

※子の加算

障害基礎年金を受給している人が受給権を得たときにその人によって生計を維持されている子(18歳になった日以後に最初に到来する3月31日まで間にある子か、20歳未満で障害の程度が1級か2級の状態にある子)がいるときは次の額が加算されます。

2人までそれぞれ 227、900円
3人目以降1人につき 75、900円

裁定請求の手続きは

障害基礎年金の裁定請求書の提出先は、市役所及び総合支所の市民課年金保険係です。ただし、初診日が第3号被保険者(配偶者の扶養)期間中の場合は、住所地を管轄する社会保険事務所に提出します。裁定請求に必要な書類は、次のとおりです。

- ①年金手帳又は基礎年金番号通知書
- ②医師の診断書
- ③病歴・就労状況等申立書
- ④受診状況等証明書
- ⑤所得証明書(20歳以前に初診日がある場合)
- ⑥生計を維持している子があるときは、そのことを明らかにできる書類
- ⑦1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子があるときは診断書
- ⑧その他

- ・ 共済加入期間がある人は、年金加入期間確認通知書
- ・ 療育手帳、身体障害者手帳などお持ちの人はその写し



お知らせ

「日本年金機構」が
来年1月1日から
スタート

社会保険庁が廃止となり、新たに「日本年金機構」がスタートします。
現在ある社会保険事務所は、新たに「年金事務所」になり、年金相談などの窓口としてご利用いただけます。

また「年金事務所」は、現在ある社会保険事務所の建物をもそのまま使用しますので、所在地の変更はありません。
日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行うこととなりますが、公的年金制度は、国の制度として、その財政や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりません。

*国民年金についてのお問い合わせは左記へ

★市民課年金係 ☎251114、総合支所市民課年金係 ☎721331 (内線334)

★熊谷社会保険事務所 ☎048-525-1844